

向日市地域福祉計画推進委員会

日 時 平成21年3月16日(水) 午後1時30分から午後4時

場 所 向日市福祉会館 大会議室

出席者

上田 百子委員

落合 鋼 委員

木ノ山 高久委員

佐野 とし子委員

清水 義和 委員

檜谷 邦雄委員

矢野 サチ子委員

山本 隆 委員

余田 章弘委員

渡辺 真理委員

主な内容

1. 推進委員会の公開案列について
2. 委員長選出
3. 副委員長指名
4. 委員 幹事 事務局の紹介
5. 地域福祉計画進捗状況説明
6. 質疑応答

審議の概要

委員 : 向日市で保育園の定員が何人不足しているのか、不足に対する許容量があるのか、なればどうという対策を考えておられるのか。

事務局 : 市の許容量として970名の定員を持っておりましたが、来年度の申込みが昨年度に比べて増えてまいりましたので、アスク保育園の定員を平成21年度20名の増員をお願いしまして、ご承諾をいただきました。

平成21年4月1日現在で、市の許容量として990名の定員の確保ができ、平成21年4月現在で待機児童はゼロという形に落ち着いた状況でございます。

委員 : 独居老人の方のことですが、個人情報保護条例との関係で状況を把握しにくいと聞きますが、向日市に関してはどういう風に把握しているのでしょうか。

事務局 : 本市は一人暮らしのお年寄り約1500人、65歳以上の方のみの高齢者世帯も1500世帯ということで把握しております。

65歳以上になられるとリストが上ってきまして、それに基づいて各地区の民生委員さんに一人暮らしかどうか等状況を把握していただきまして、障害高齢福祉課でデータを作成している方式をとっています。

ただ、言われましたように個人情報保護法の問題がございまして、向日市個人情報保護条例第9条におきまして、目的外使用というようないろいろな制約がございまして。

委員 : 保育所について先ほどお話がございましたが、保育所の方の運用を平成21年度中に現在ある保育所の整理をすとおっしゃっていましたが、民営化ということに関してはどうなっているのか知りたいと思いました。

事務局 : 先ほど「整理」ではなく「整備」と申し上げました。建物の老朽化の問題もありますので、整備もしていきたいということでございます。

後、民営化についてですが、平成20年度に「公立保育所のあり方検討委員会」というものを立ち上げまして、今後の公立保育所についてどうしていくか、お話をいただいております。

その中で、向日市の保育所が第1保育所以外は昭和40年代に建てられたもので、特に第2保育所、第3保育所については木造であり、第5保育所、第6保育所につきましても非木造ではあるのですが、だいぶ年月が経ち耐震化の問題も出てきています。

今おっしゃっていただいたように、お金がないということで、国の補助金も公立保育所については平成16年、平成18年と大幅にカットされております。民間保育所につきましては、運営費・整備・耐震化について手厚い補助金が出ています。

今後、市の財政を考えながらどういう風にしていったら一番効率的なのか、いい保育ができるのかを模索している最中でございます。計画の中で民営化も選択肢の中の一つであることは間違いないと認識しています。

それらを検討委員会として市長に報告していただき、その報告書を一つの参考とさせていただいて、今後の整備計画を立てていきたいと考えているところでございます。

委員 : 向日市の市民協働センターですが、寺戸公民館において開設するということですが、具体的な運用方法を説

明していただけないでしょうか。

事務局 : 市民生活部が所管しております、市長が協働センターという構想を出している議論をしてきました。運営の仕方、当初はノウハウを持っておられますNPOの方に委託をして運営をするということを考えておりましたが、先日の議会の一般質問の中で直営ですらうように、方針も変わってきております。

中身がどうなるかにつきましては、なかなか的確なお答えができません。また担当部署に聞きましてご説明させていただくようにいたしますので、大変申し訳ありませんがこのくらいしか状況がわかりません。

委員 : 向日市が取り組んでいる半分公共的なJRや阪急の駅のバリアフリー化工事ですが、民間事業者ですので今現状に合わないような施設は良くしていってもらわなければいけません。

ただ単に行政はお金を支払うのではなく、市との折り合い、会社のニーズやモラル等いろいろなことが関係してくると思うのです。向日市の予算は少ししかありませんので、企業と交渉していただいているのかどうかお聞きしたい。

事務局 : JR・阪急につきましては、もともとの責任というのは企業にありますので、バリアフリー化を「いつまでにやらなくてはならない」というような決めごとがあるみたいです。

平成20年度と平成21年度に阪急東向日駅のバリアフリー化を、西向日駅については平成21年度と平成22年度にするという話をうかがっております。

当然この工事につきましては、阪急電鉄が主となってやることをございますけれども、市の方としてもいくらはお金を出すということを聞いております。

後、JRの関係ですが、議会でもいろいろ論議を呼んでおまして、時期については目処が立っていない状況です。

委員 : バリアフリー工事は、企業責任だと思います。企業ときっちり交渉していただいて、別に公共が援助を何かする必要はないと思いますので、十分に打合わせしていただきたいと思います。

委員 : 上植野町に住んでおりますが、歩道も狭く自転車を通るにしても非常に怖い場所で、どこか一本下がった道とか自転車や歩く方専用の道があれば良いと思います。

地域福祉計画の中で3か所バリアフリー化を道路ですることですが、今の道を広くするのは大変なことなので、それ以外で安全なルートの確保を考えていただけるのでしょうか。

事務局 : 道路のことにつきましては、建設産業部の管轄になりますので、土木課の方が市道の管理をいたしております。府道は京都府が管理をいたしております。

そのような関係で、道路が狭いとか危ないとか、いつも要望事項でお聞かせいただいておりますが、これもなかなかお金のいる事業ですので、計画的にバリアフリー化を進めていく計画を立てまして、少ない予算で必要なところをなんとかやっている。それから、随時計画的に進めていくとういことをご理解願いたいです。

委員 : 先ほど質問が出ましたが、個人情報保護法の問題と要配慮者への対策で、民生委員で状況調査を実施しているということですが、民生委員と社協で中身が被る項目がいろいろ出てくると思うのですが、区別と言いますか各テリトリーが決まっているのか、市として何か持ってらっしゃるのでしょうか。

事務局 : 市と社協の説明ということで、向日市の持っている地域福祉計画、社協の持っている地域活動

計画、その分についてどのような組合せになっているかと言うことに係ると思います。

この分につきましては、個々の持っている計画でお互いに独自で動き出すと言うことを避けるために、社協の活動と私ども地域福祉計画を常に車の二輪のごとくかみ合わせていくことを社協と常に検討させていただいているところでございます。

委員 : 個人情報保護法の問題についてですが、現在民生委員にはある程度いろいろな会議をされていると伺いますが、社協からは一切そういった情報が伝わってこない。社協もいろいろな活動の中でそのような個人情報保護法についての会議が必要な場合があるかと思えます。

地域によっては、社協と民生委員が完全に分離して、別々に行動してトラブルが起こるといようなケースもあるようです。

そのときに、個人情報の問題で最低限必要な団体等へは開示していく必要があるのではないかと思います。運用方法と言うか開示方法は何か考えておられるのでしょうか。

事務局 : 例えば、災害時における要配慮者の個人情報保護に関してということでお話をさせていただきますが、要配慮者名簿を作成するにあたって、主管課の環境政策課へ渡して名簿を作成していくことになるわけですけれども、その中で一番問題なのが個人情報の取扱です。

向日市個人情報保護条例第9条では、集めたデータを目的以外に使用してはいけない、という規定がありますので、それをクリアするために現在環境政策課で、個人情報保護条例審議会にこの個人情報をこういった方、こういった機関、こういった団体に事前に平時からお持ちいただいて、万が一のときにこれを活用させていただきますようよろしいですか、という話を審議会に諮らせていただくという予定を今進めております。

そして、その中に地区社協さんや民生委員さん等どの辺まで含まれるかは、現在環境政策課の方でも検討しているところでございます。

委員 : ポケットパークというのを今初めて聞いたのですが、それはどういうものなのか。

事務局 : ポケットパークにつきましては、「ちょっと一休みできる場所」という感じで捉えていただければいいかと思います。家から駅やお店へ行くのに、ちょっと長い距離がある。ご高齢の方とか途中でちょっと一服できるようなベンチがあればいいなということで作っているところです。

委員 : 不登校の調査をされたと言うことですが、今の不登校は増えているのか現状どうなのかわかる範囲で教えていただきたいのですが。

事務局 : 不登校の件については、福祉の教育分野であります。教育委員会の方が把握しております。

不登校は何年か前から増えてきて、家庭の状況等があります。

学校としては、スクールカウンセラーを配置して、学校、地域や家庭の中で取り組んでいけるように施策を行っているのですが、なかなか不登校の生徒が減少しているとは聞いておりません。家庭の状況や社会の状況等いろんな問題がありますけれども、そんな中で学校は不登校の生徒に対して対応していると聞いております。

委員 : 全体的なことですが、最初に言われたとおり、わかりづらいというところがあります。多くの内容がありますので、優先順位のようなわかりやすいものをつけて年度計画を立て、年度末にできましたという形で報告してもらおう。そういった順番みたいなものをつけていただきたい。

事務局 : 優先順位についてこの分につきましては、庁内検討会議というものをことあるごとに設けていきたいとは存じております。

しかしながら、この地域福祉計画につきましては、いろんな福祉計画の中の全部をカバーするものでなく、その事業等を各計画でやっていく中でこの地域福祉計画の求めているこのような内容をどのように取り組んでいくんだという一つのテーマがございます。

ですから、その順位をつけていくということになれば当然、各計画そのものの順位付けということも必要になってくると思いますので、可能な範囲で順位付けができる分につきましては、地域福祉計画と他の計画をすり合わせて町内会議等で進めてまいりたいと思います。

委員長 : どれも順位はつけがたくそれぞれ重要性があります。順序に関係なく申し上げますと、介護保険の事業計画、障害者の福祉計画、次世代育成のお子様の計画、それから最後の最後にどうでもいいという意味ではなくて、地域福祉計画が全体調整ということになります。

優先順位と言いますと、介護保険の方は「私だ」とおっしゃいますでしょうし、他計画の方も「私だ」と言われます。

こういう理解をしていただければ助かるのですが、「問題が明らかになった」「どのような取り組みをするか」「どのような効果を上げるのに時間的にどれぐらいかかるか」「予算がどれぐらいかかるもので、現実と目標の間でどうすり合わせるか」ということを話合う場でございますので、実は一番扱う内容が広いのがこの会でございます。

委員 : コミュニティバスについて書いてあるのですが、確か去年もこの話が出たような気がしますが、「調査・研究」とずっとなっています。進んでいることは何もないのでしょうか。

事務局 : 誠に申し訳ないのですが、以前に議会でも請願が出まして、採択はされているのですが、ずっと「調査・研究」と言う形で議会の方も統一されております。

ただ、健康福祉部の関係につきましては、昨年の議会でもコミュニティバスに関連して、老人福祉センターのバスが送迎用で動かしておりますが、それを何とか使えないかというご質問もございました。

しかし、あくまでも老人福祉センターご利用の方のための送迎用のバスですので、乗り降りを同時にすることが通常ない状況です。同時に乗り降りをするということは、非常に危険な部分もあり、送迎用の老人福祉センターのバスをコミュニティバスとして利用することは無理です、ということをはっきりとお答えをしております。

委員 : 体育館に災害時のことを考えて、CSドラゴンを設置準備されているということを知っております。しかし、実際本当に災害が起こったときは、それだけでは不十分だと思います。

聴覚だけではなく、お年寄りも子どももいますし、視覚障害者の方も身体障害者の方もいらっしゃるの、障害者以外の方のためにももう少し準備されると良いかと思っております。

目で見える情報として、大きな情報はこのCSドラゴンが良いと思いますが、「今は食事時間」「どこに何がある」というような細かい情報は、目で見えるお知らせの仕方と声でする案内の仕方の二手でされるようなシステムを作られると良いと思います。

委員 : 子ども達の安全な居場所ということで、学童の時間延長が叫ばれていますが、計画はどのよう

になっているのでしょうか。

延長されなければ、遅くまでやっているコミセンを使うなどの利用方法もあるのではないのでしょうか。ただ「延長してくれ」ということではなく、「他にも方法があるのではないか」と思うのですが。

事務局 : 留守家庭への学童保育の延長時間についてですが、平成20年度から18時から19時までの延長保育を実施しているところです。

土曜日に関しましては、今までは正午から18時までの開設でありましたが、平成21年度からは朝8時半から18時までの開設になると言うことです。

委員 : 高齢者の疑問に対して相談等に当たっているとのことですが、介護の問題等で相談をされてもなかなか対応をしてもらえない、と言うようなことを聞きます。

事務局 : 秘書広報課では、困りごと相談をやっておりまして、これは高齢者に関わらず女性男性それぞれからお年寄りや若い方全ての方の相談をお受けしております。

いろんな相談事業がございますので、相談の内容目的に沿った事業を選んでいただいて、相談を受けていただければ、何らかのお答えはさせていただいている状態ではないかと思います。

消費生活相談も年金相談もありますので、これにつきましては毎月1日の広報むこうでも最終ページに全て載せてご利用いただきますようにとPRをさせていただいております。

介護の問題につきましても、福祉会館の中にあります地域包括支援センターで総合相談ですとか、介護予防、事業所の紹介、高齢者虐待の予防のための相談、権利擁護と言うような相談事業を実施しておりますので、こちらの方もご利用していただければと思います。

また、介護の関係でしたら、障害高齢福祉課の窓口に来ていただいてもお答えをさせていただくのは可能かと思います。

委員 : 健康塾をやっているということで、これはすごく好評で来年度も継続していただけるのかどうかお伺いしたいです。

事務局 : 健康塾につきましては、平成21年度も間違いなく同じように開催させていただきます。

委員 : お年寄りの閉じこもり対策として「ふれあいいきいきサロン」というのがありますが、平成19年度に「公民館・コミセンでのサロン活動の推進を図った」とありますが、確かに月1回の活動をされていることは聞いております。しかし、せめて月に2回集まれる場所ができて健康塾も行かれて、というようになればいいなと思います。

公民館やコミセンを月に2回は借りづらいような、活動する場所がないようなことをお聞きしましたので、少し使いやすいようにお計らいいただきますと助かります。

事務局 : コミセン等につきましては、利用される方が多くて、ある団体がある程度押さえるというのは無理なようでございます。

コミュニティセンターの当日利用については、以前は予約でなければダメだったのですが、夜間を除く昼間は空いていればいつでもすぐに使っていただけるようになりました。

委員 : 当日、地域のお年寄りの方を集めることはできませんので、違う場所が確保できれば月に1回でも他に増えたというようなことになると思います。できるだけ活動できる場所がこれからます

ますあると良いなと思います。

事務局 : 可能な限り調整を図ってまいりたいと思います。窓口は地域福祉課でやっていきますので、今後ともよろしくをお願いします。

委員長 : インターネットで予約は取れないのでしょうか。空き状況が確認できて、申込むというような。

事務局 : コミュニティセンターはそこまで行っておりません。市民会館等は空き状況がわかるようになっているようです。